

## 京都府 P F I 事業導入指針の概要

### 1 策定の趣旨

P F I 事業は、導入手続きや財産管理・運営など制度面で多くの専門知識を要することから、京都府において P F I を導入していくための手順及び具体的な取組を明示することにより、庁内的な推進に資する。

### 2 指針の概要

項 目	概 要
京都府における取組体制	<p>P F I 推進のための取組体制を明示</p> <p>京都府の P F I 推進体制 ( 図 1 ) のとおり</p> <p>京都府 P F I 事業推進委員会の設置 「京都府 P F I 事業推進委員会」の役割 事業担当部局等における P F I 事業の検討等の支援 個別事業の P F I 導入可能性等の審査</p> <p>事業担当部局・事業所管課の役割 公共サービスの必要性を明確にし、具体的に P F I 事業を実施 学識経験者等アドバイザーの活用 専門知識やノウハウを活用して事業を推進</p> <p>事業者選考委員会 公平性、透明性、客観性を確保した業者選定</p>
事業導入のための手順	<p>国の「P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン」に基づき、P F I 事業を実施する上で必要な一連の実務上の手続きについて明示</p> <p>事業の発案（事業実施必要性等の検討） 公共サービスの効率的・効果的な事業執行の観点から判断</p> <p>実施方針の策定及び公表 民間事業者の参入の検討が容易になるよう事業内容等を具体的に明示</p> <p>特定事業の評価・選定、公表 実施方針を策定した事業に係る V F M の検証・評価を行い、事業実施を決定</p> <p>民間事業者の募集、評価・選定、公表 競争性（公平性）の原則、透明性の原則を確保した上で、民間の創意工夫を引き出すことが必要</p> <p>一般的には総合評価一般競争入札（事業者選考委員会による審査）</p> <p>協定等の締結等 府と民間事業者の責任とリスク分担等具体的かつ明確な取り決めが必要</p> <p>事業の実施、監視等 サービス内容・水準は、可能な限り数値化して監視の客観性を確保</p>

項目	概要
P F I 事業を 進める 上での 留意事 項	<p>法制度、財政措置等 P F I 事業を進める上で制約要因となる事項等、留意事項について明示</p> <p>公の施設を P F I 事業で実施した場合の留意点</p> <p>指定管理者制度の導入</p> <p>行政財産の貸付け</p> <p>P F I 事業の用に供する場合は自治法の規定に係わらず P F I 事業者へ貸付が可能</p> <p>国庫補助金、国庫負担金等の取扱い</p> <p>関係省庁と事前に協議することが不可欠</p> <p>日本政策投資銀行、ふるさと財団の融資の活用</p> <p>税制上の措置</p> <p>国における検討事項</p> <p>事業破綻時の処理</p> <p>事業引継等適切な措置を契約において具体的かつ明確に約定することが必要</p>
V F M の評価 (算定) の考え 方	<p>国の「V F Mに関するガイドライン」に基づき V F M の評価（算定）に関する条件、算定方法について明示</p> <p>V F M の概要</p> <p>V F M は事業の導入可能性の予備的段階、事業者の選定、契約締結時それぞれの段階で確認することが適当</p> <p>評価（算定）の前提条件</p> <p>事業規模、事業方式（B O T、B T O 等）の検討、民間事業者に行わせる業務、範囲等の事業の前提条件を検討し、事業スキームを設定</p> <p>評価（算定）の概要</p> <p>P S C と P F I 事業の L C C の比較</p>

V F M (Value for Money)

支払に対して最も価値の高いサービスを提供するという考え方で、V F M の算定とは、P F I 方式で事業を実施した場合に、従来方式事業に比べてコストの削減や質の向上をどれだけ期待できるかを検証する作業

P S C (Public Sector Comparator)

公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値

P F I 事業の L C C (Life Cycle Cost)

P F I 事業として実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値

(図1)

### 京都府におけるPFI取組体制図

